

平成24年甲賀広域行政組合議会第2回臨時会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第13号	甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H24.12.25	原案可決
議案第14号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について	H24.12.25	原案可決
議案第15号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について	H24.12.25	原案可決
議案第16号	平成24年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について	H24.12.25	原案可決

議案第 13 号

甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決  
を求める。

平成 24 年 12 月 25 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 24 年 12 月 25 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

## 甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例(平成 16 年甲賀広域行政組合条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「財団法人滋賀県市町村職員互助会」を「一般財団法人滋賀県市町村職員互助会」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の甲賀広域行政組合職員共済制度に関する条例の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

議案第 14 号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び

滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成24年9月30日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から愛知郡広域行政組合が脱退すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年12月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、愛知郡広域行政組合」を削る。

付 則

この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職手当組合規約の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

議案第 15 号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び  
滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成24年10月1日から滋賀県市町村職員退職手当組合に愛知郡広域行政組合が加入すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年12月25日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

## 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「湖北地域消防組合」の次に「、愛知郡広域行政組合」を加える。

### 付 則

この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職手当組合規約の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

平成24年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成24年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,330千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,084,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月25日 提出  
甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成24年12月25日 原案可決  
甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

- 2 -

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,439,607千円	△30,942千円	2,408,665千円
1. 負担金	金	2,439,607	△30,942	2,408,665
3. 国庫支出金		12,652	△239	12,413
1. 国庫補助金	金	12,652	△239	12,413
5. 諸収入		56,192	851	57,043
2. 雜入	入	56,142	851	56,993
補正された款に係る額		606,069		606,069
歳入合計	計	3,114,520	△30,330	3,084,190

## 歳 出

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費			91,216千円	△3,930千円	87,286千円
3. 衛生費	1. 総務管理費	72,213		△3,930	68,283
4. 消防費	1. 清掃費	1,154,407		△6,384	1,148,023
	1. 消防費	1,154,407		△6,384	1,148,023
5. 公債費	1. 公債費	1,580,640		△18,157	1,562,483
		1,580,640		△18,157	1,562,483
補正されなかつた款に係る額		4,792			4,792
歳出合計		3,114,520	△30,330		3,084,190